

新県立中央図書館整備事業に係る調査報告書

令和 7 年 9 月

静岡県教育委員会

はじめに

新県立中央図書館整備事業については、老朽化した県立中央図書館を東静岡駅南口の県有地に移転整備するため、これまで、県民の皆様の御理解をいただきながら進めてまいりました。

本事業は、図書館としての機能に加え、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現に資するという観点から、その財源の一部として令和２年度に、国土交通省の所管する社会資本整備総合交付金を申請し、令和３年度から令和６年度にかけ、約３．８億円の交付金を得て、設計業務や発注支援業務を行ってきたところです。

しかし、令和７年１月、国土交通省から「交付金について県からの要望に全額応えることが困難である」旨の連絡を受け、その後、国土交通省と継続して協議・調整を重ね、他の財源の活用も検討してまいりましたが、令和７年４月、交付金が最大でも３４億円程度にとどまる見込みとなったことを受け、新県立中央図書館整備事業を一旦立ち止まって見直すこととしました。

こうした一連の事務執行に関し、令和７年７月３１日、静岡県議会文教警察委員会から「事務の適正執行を求める申し入れ」を受けるに至りました。

東静岡の拠点となるべく、多くの期待と関心が寄せられていた新県立中央図書館の整備について、県民の皆様の信頼を損ねるような事態に至ったことに対し、静岡県教育委員会を代表して、改めてお詫び申し上げます。

申し入れを受け、県教育委員会として、人事・監察を所管する教育総務課、予算の編成及び執行、国費に係る事務の総括を所管する財務課を中心に、調査検討チームを立ち上げ、これまで明らかになっている国とのやりとりや庁内の意思決定の経緯を再調査し、内容を整理した上で、課題や問題点を明らかにし、発生の原因分析や再発防止策を取りまとめました。

本報告書は、同様の事態が二度と発生しないようまとめたものであり、本件を教訓として、今後、県民の皆様の信頼回復に向けて、全職員が一丸となって取り組んでまいります。

静岡県教育委員会 教育長 池上 重弘

目 次

第1章 概要	1
1 事業の概要	
2 社会資本整備総合交付金について	
第2章 発生原因についての調査	6
1 調査の目的	
2 調査方法、実施体制	
3 調査によって明らかになった事実等の概要	
① 当初の概算要望から過大な交付金を見込んでいたこと及び交付金の交付見込みについて国への確認をしてこなかったこと	
② 交付金の見込みが不明確な状況で令和6年度に建築工事の入札を実施したこと	
③ 財源不足を把握していたにもかかわらず令和7年度当初予算を含む債務負担行為の議案を提出したこと	
第3章 原因分析	25
第4章 責任の所在	31
第5章 再発防止策	38
1 交付金に係る事務処理等の適正化	
2 職員の法令遵守等に対する意識改革	
第6章 今後の対応	40

第1章 概要

1 事業の概要

事業名	新県立中央図書館整備事業
事業箇所	静岡市駿河区東静岡二丁目地内
事業期間	令和3年度～令和10年度
総事業費	298億円（うち国費136億円を想定）
整備内容	鉄骨造9階 延床面積約20,000㎡

(1) 現状

- ・新県立中央図書館整備事業は、老朽化した県立中央図書館（駿河区谷田）を東静岡駅南口の県有地に移転整備するものである。
- ・新図書館整備においては、国土交通省の所管する社会資本整備総合交付金（以下、「交付金」という。）を申請し、令和3年度から令和6年度にかけて約3.8億円の交付金を設計業務や発注支援業務に活用してきた。
- ・建設工事においても約130億円の交付金活用を見込み、令和6年9月議会において約268億円の債務負担行為（令和6～9年度）を設定したが、同年10月に公告した建設工事に入札参加がなく不調となった。
- ・令和7年度当初予算において改めて債務負担行為を設定し再入札を目指していたが、令和7年1月に国土交通省より、他の自治体との公平性等から「交付金について県の実情に満額応じることができない」旨の連絡を受けた。なお、令和7年度当初予算編成時点では、交付金確保のための協議等を続けていたことから、当初予算を計上することとした。
- ・令和7年4月まで国土交通省と協議及び調整を重ねたが、交付金は最大でも34億円程度になるという感触を得たことを受け、新図書館整備は一旦立ち止まって見直すこととなった。

(2) これまでの経緯

- ・県立中央図書館の移転については、当初「文化力の拠点」構想の一部として整備するものとして計画を進めてきた。当初検討されていた機能の一部移転方針から施設の老朽化を契機に全館移転方針に変更されるなど、方針の見直しを繰り返しながら、結果として、令和元年度に「文化力の拠点」施設整備計画（案）が白紙となったことで、図書館単独（先行）整備の方針が最終的に決定され、新図書館整備事業を進めてきたところである。
- ・しかし、途中、県産木材の活用の再検討による事業内容の見直し等により当初想定よりもスケジュールが遅れたことに加え、物価高騰等の影響を受け、事業費が増加し続ける状況であった。
- ・令和6年度の入札不調により一層スケジュールが遅れる事態となったが、現図書館の

老朽化が進んでおり、かつ、県議会により議決された案件であることから、事業を進めてきた。

時期	区 分	具体的な内容・状況
S44. 3 S45. 4	(現施設) 現図書館建設 開館	・ RC 造 地上 3 階、地下 1 階 延床8,816.64㎡ ・ 建築から56年（現施設開館後55年） ・ 蔵書数 約975千冊（R6末）前年より約23千冊増 ・ 来館者 約156千人（R6実績）
H27. 3	「文化力」を活かした地域づくり基本構想策定	・ 有識者会議で東静岡周辺のまちづくりについての視点を策定
H28. 8	一部機能移転方針	・ 「文化力の拠点」構想の一部として整備し、現施設は継続使用
H29. 9	全館移転方針	・ 「床のひび割れ」の判明を機に「文化力の拠点」への全館移転に方針変更
R2. 1	「文化力の拠点」構想の白紙化	・ 図書館移転のみの計画に方針変更
R2. 8	基本構想・基本計画改定	・ 「文化力の拠点」構想に位置づけていた計画をリバイス（概算面積16,000㎡＋交流スペース、収蔵能力200万冊 開架37万冊＋公開書庫の設定→開架80万冊、新しいタイプの図書館の概要等）
R2. 11	「自民改革会議」要望書	・ 当初の計画どおり JR 東静岡駅南口に全館移転し、幅広い県民ニーズに応え得る次世代型の新館建設を推進
R2. 12	「ふじのくに県民クラブ」要望書	・ 県教委が取りまとめ公表している基本構想に沿って設計を推進
R3. 3	整備計画策定	・ 導入機能、規模（19,600㎡程度）、概算事業費（180億円程度）、スケジュール（令和8年度完成）等を策定
R3. 3	県議会に予算計上	・ 設計費に関する当初予算承認 ・ 整備計画に基づき設計者を選定し、設計業務を委託するための費用を R3 当初予算で計上
R3. 10 ～ R4. 3	設計者選定・設計着手	・ プロポーザル方式及び外部審査委員による審査を経て選定（常任委員会 新しいタイプの図書館機能を説明）

R4. 12	県産木材活用量再検討	・関係団体要望を踏まえさらなる県産材使用方針 ・200m³⇒500m³、追加費用12億円、開館時期の延期
R5. 6	基本設計完了	・ホームページにて概要公表 総事業費192億円程度（物価高騰は今後精査）、延床約19,800m²、導入機能等
R6. 3	県議会に予算計上	・建設工事にかかる一部前倒しとして駐車場改修工事関係予算を R6 当初予算に計上
R6. 9	県議会に予算計上 (R6～R9 債務負担)	・総事業費 298 億円 追加要因（地盤強化等）12 億円、見直し（材質変更等）△ 9 億円、物価高騰 103 億円（R2. 10 →R6. 9） ・完成予定：R10. 1 開館予定：R10 夏頃
R6. 10 ～ R6. 11	建設工事入札公告・入札不調	（業者ヒアリングによる声） ・技術者等人手不足 ・公共工事よりも民間工事の受注があり優先
R7. 1	国土交通省から交付金に関する連絡	・「県からの要望に全額応えることは困難」 ・国への確認、協議・調整開始（～R7. 4）
R7. 2	常任委員会にて見直し方針説明、当初予算に再計上（R7～R10債務負担）	・再入札に関する経費を改めて予算計上（9月補正での債務負担は未契約のまま消滅） ・再入札までの間の物価高騰の影響を考慮し、一部機能を見直し→ペDESTロリアンデッキの取りやめほか約17億円相当分の減 ・工事入札方式の見直し
R7. 2 ～ R7. 4	国土交通省協議・調整 新たな財源の模索	・R7. 4 社会資本整備総合交付金34億円程度 ・第2世代交付金の申請検討も最大63億円程度
R7. 5	知事協議 議会への状況説明	・社会資本整備総合交付金の上積みに関する協議、調整を重ね、新たな財源確保にも努めたが、これらを合わせても45億円程度財源が不足
R7. 6	6月県議会において知事方針説明	・一旦立ち止まって方針見直し ・デジタル社会の変化など情勢変化を踏まえつつ、関係者の意見を聞きながら東静岡に相応しい施設を整備 ・庁内に部局横断的なPTを立ち上げ検討

2 社会資本整備総合交付金について

(1) 概要

- ・社会資本整備総合交付金とは、地方公共団体が道路、港湾、下水道、住宅など、様々なインフラ整備を総合的に行うため、自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成 22 年度に創設されたものである。(令和 7 年度予算額：4,874 億円)
- ・本事業においては、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現に資するため、まちの拠点となるエリア※における医療・福祉等の都市機能を導入する「優良建築物等整備事業」として申請していた。

※東静岡地区は、静岡市の立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域であるため「優良建築物等整備事業」の対象地区

- ・交付要綱上は交付額に上限金額は定められておらず、補助率は、国：1/2、地方公共団体：1/2 であり、設計委託費や工事費に充当する計画となっていた。(内示率は令和 3 年度、令和 4 年度は 100%、令和 6 年度は 95%、令和 7 年度は 75%)
- ・複数年度に渡る事業について申請することができ、内示額は、国との協議により各年度において、県内の自治体間で流用が可能である。

(2) 一般的な申請の流れ

- ・社会資本整備総合交付金の交付決定までの一般的な流れは下記のとおりである。
- ・翌年度の交付申請に向けて、概算要望調書及び本要望調書を提出(必要に応じ国からのヒアリング)、年度末から年度初めに交付額の内定が国土交通大臣から通知され、その金額内で交付申請書を提出する。

時 期	内 容
6 月	概算要望調書提出
7 月～	国土交通省概算要望ヒアリング (必要に応じ)
12 月	次年度本要望調書提出
1 月～	国土交通省本要望ヒアリング (必要に応じ)
3 月～	次年度交付額内定通知
翌年度 4 月	交付申請書提出
翌年度 6 月	交付決定 (4 月 1 日より効力開始)

(3) 交付金の申請に至った経緯

- ・令和 2 年度当初、新図書館整備を所管する当時の社会教育課は、大規模事業を進めるに当たり財源の確保を検討していた。
- ・今回の図書館整備においては、本交付金の活用が可能と考え※、令和 2 年 5 月に国土交通省中部地方整備局(以降、「中部地方整備局」)に対し、交通基盤部景観まちづくり課を経由し「新図書館整備事業が交付金の対象となるか」を質問書にて照会した。

※図書館は静岡市の立地適正化計画において、東静岡駅周辺地区の都市機能誘導施設に位置

づけられていることから、新図書館の建設が都市再構築型優良建築物等整備事業の対象となり、社会資本整備総合交付金の活用が可能と考えた。

- ・令和2年8月、国土交通省住宅局担当から中部地方整備局を通じ、景観まちづくり課に対し「社会資本整備総合交付金の対象となる」旨の回答があった。
- ・上記回答を受け、令和3年度以降の社会資本整備総合交付金活用に向け事務手続きを進めてきた。

第2章 発生原因についての調査

1 調査の目的

新図書館整備事業に係る財源不足に至った原因を究明するとともに、責任の所在を明らかにし、今後同様の事案が発生しないよう再発防止策を講じるため、当時の決裁過程、外部との調整等の経過について検証を行う。

2 調査方法、実施体制

本事案の調査のため、教育委員会内に「調査検討チーム」を令和7年7月31日に設置した。

当該チームの任務は、令和2年度以降、交付金申請、入札執行、債務負担行為の議案提出に関する一連の庁内意思決定等の経過を再確認し、課題・問題点を明らかにすることである。

なお、調査は、申入れにおいて不適正な事務処理として指摘のあった次の3点について、重点的に行う。

- ①当初の概算要望から過大な交付金を見込んでいたこと及び交付金の交付見込みについて国への確認をしてこなかったこと(令和2年度から令和6年度)
- ②交付金の見込みが不明確な状況で令和6年度に建築工事の入札を実施したこと(令和6年度)
- ③財源不足を把握していたにもかかわらず令和7年度当初予算を含む債務負担行為の議案を提出したこと(令和6年度)

《調査検討の過程》

- 7月31日(水) 文教警察委員会から教育長に申入れ
- 8月1日(金) 調査検討チーム打ち合わせ
- 8月4日(月) 調査検討チーム協議(以降、9月4日まで計11回実施)
- 8月5日(火) 顧問弁護士(林弁護士)へ法律相談
- 8月20日(水) 教職員コンプライアンス委員会委員長(池田委員長)の意見聴取
- 8月21日(木) 顧問弁護士(林弁護士)へ法律相談
教職員コンプライアンス委員会委員(葦名弁護士)の意見聴取
- 8月22日(金) 心理学専門家(香野教授)の意見聴取
- 9月12日(金) 教育委員会として決定

(1) 調査検討チーム

区 分	内 容
構成員	委員長 : 教育部理事(総括・新図書館担当) 調査員 : 教育総務課、財務課職員 合計8名
担当業務	調査、再発防止策の検討: 教育総務課、財務課 責任の所在の検討: 教育総務課 原因分析: 財務課
調査対象 調査内容	本事案に係る当時のメール記録、打ち合わせ記録、決裁文書等の内容の整理、分析 文書で明らかにならないものについては関係職員から聴取

(2) 外部有識者による意見

本事案の原因分析、責任の所在、再発防止策等について、外部有識者として次の方々に意見を伺った。

《法曹関係》

林 範夫 弁護士(静岡県教育委員会顧問弁護士)

葦名 ゆき 弁護士(静岡県教職員コンプライアンス委員会委員)

《静岡県教職員コンプライアンス委員会》

池田 恵子 委員長(静岡大学グローバル共創科学部教授)

《心理学関係》

香野 毅 教授(静岡大学教育学部教授)

3 調査によって明らかになった事実等の概要

① 当初の概算要望から過大な交付金を見込んでいたこと及び交付金の交付見込みについて国への確認をしてこなかったこと

【1－1】令和2年5月20日 質問書提出

・新図書館整備事業が社会資本整備総合交付金の対象となるか中部地方整備局に照会

調査内容
- 令和2年5月19日 質問書の提出について社会教育課長決裁。 - 令和2年5月20日 (社会教育課担当→景観まちづくり課担当) メール送信 中部地方整備局へ社会資本整備総合交付金の対象となるか質疑を依頼する。 交付金の対象になるか否かだけでも当月中に知りたい旨を併記する。 - 令和2年5月21日 (景観まちづくり課担当→中部地方整備局担当) メール送信 中部地方整備局へ社会資本整備総合交付金の対象となるか質問書を送信する。 - 令和2年5月27日 (景観まちづくり課担当→中部地方整備局担当) メール送信

回答が得られないため、中部地方整備局へ回答を催促する。 - 令和2年6月22日（景観まちづくり課担当→社会教育課担当）メール受信 中部地方整備局から令和3年度概算要望の作成依頼があったことの伝達がある。 - 令和2年6月24日（中部地方整備局担当→景観まちづくり課担当）メール受信 本省の回答待ちのため、質疑回答に時間がかかっている旨の連絡。 - 国からの回答は来ていないが、景観まちづくり課と打合せの上、概算要望の事務処理を行う。（交付金の交付要件を満たすものと社会教育課において判断。）
調査検討チームコメント
○交付金の対象となるかのみ問い合わせであり、全体事業費等に触れられていない。

【1－2】令和2年6月29日 令和3年度分交付金概算要望

- 設計委託費 1億3,800万円
 - 総事業費 209億円（うち国庫 92億円）を併記
- ※財政課協議前の概算で要望

調査内容
- 令和2年6月29日 調書の提出について社会教育課長決裁 - 令和2年7月3日（社会教育課担当→景観まちづくり課担当）メール送信 交付金の概算要望調書提出。調書送付のみでその他のやりとりなし。 - 令和2年7月13日（景観まちづくり課担当→中部地方整備局担当）メール送信 交付金の概算要望調書提出。静岡県分を取りまとめた概算要望調書の送付のみで、その他のやりとりなし。 - 令和2年7月2日（中部地方整備局担当→景観まちづくり課担当）メール受信 交付金の概算要望についてのヒアリング日程調整を依頼される。 - 令和2年7月28日（景観まちづくり課担当→中部地方整備局担当）メール送信 ヒアリング日程調整依頼に対し、新型コロナウイルス感染拡大により、静岡県は県外移動の自粛徹底が求められておりオンラインでの開催の可能性を回答するが、具体的に返答はなく、ヒアリングは実施されていない。
調査検討チームコメント
○国からの具体的な回答がない中で、交付金活用を前提として事業を進めている。 ○コロナ禍で県外移動の自粛徹底により県外移動が制限されている状況とはいえ、事業規模が大きい今回の案件の初年度申請において、国のヒアリングを受けることなく手続きを進めている。 ○事前質問の回答がない中での申請であり、ヒアリングを実施していれば事前質問への回答や全体の事業規模感などの確認が可能であったと思われる。 ○オンラインによるヒアリングの実施を強く要望することや事前質問の回答を再度確認

するなどの対応を行っていない。

○他県の自治体の申請状況や交付実績などの分析が行われていない。

【1-3】令和2年8月7日 【1-1】の質問への回答

- ・5月20日の質問に対する回答（事業が交付金の対象となる旨の回答）

調査内容
・日付確認できず※（国土交通省住宅局担当→中部地方整備局担当）メール受信 新図書館整備事業が交付金の対象になるのかの質疑について、対象であると回答される。※中部地方整備局からの転送メールに国土交通省から中部地方整備局にメールが届いた日付の記載なし。 ・令和2年8月6日（中部地方整備局担当→景観まちづくり課担当）メール受信 国土交通省の回答について伝達。 ・令和2年8月7日（景観まちづくり課担当→社会教育課担当）メール受信 国土交通省の回答について伝達。
調査検討チームコメント
○交付金の対象になる旨の確認のみで、交付要綱に交付限度額が記載されていないことを理由に交付限度額や複数年の交付見込み等の確認が行われていない。

【1-4】令和2年12月14日 令和3年度分交付金本要望

- ・設計委託費 1億2,100万円
- ・総事業費 180億円（うち国庫 71億円）を併記

調査内容
・令和2年12月14日 調書の提出について社会教育課長決裁 ・令和2年12月15日（社会教育課担当→景観まちづくり課担当）メール送信 交付金の本要望調書を提出する。本要望調書の送付のみで、その他のやりとりなし。 ・令和2年12月22日（景観まちづくり課担当→中部地方整備局担当）メール送信 交付金の本要望調書を提出する。静岡県分を取りまとめた本要望調書の送付のみで、その他のやりとりなし。
調査検討チームコメント
○簡易起案決裁の形式をとっているが、十分な事前説明又は協議が行われた上での簡易起案であるか不明。 ○事業費総額や交付金の総額についてのやりとりが確認できなかった。

【1-5】令和3年1月27日 社会資本整備総合計画策定

- ・社会資本整備総合計画※（R3～R7の5か年）を策定し提出
※社会資本整備総合交付金を受けようとする地方公共団体が策定する社会資本の整備その他の取組に関する計画

調査内容
- 令和3年1月27日 計画の提出について社会教育課長決裁 - 令和3年1月27日 (社会教育課担当→中部地方整備局担当) 社会資本整備総合交付金システム(SCMS)により社会資本整備計画を提出する。 新図書館整備事業の事業内容を記載した計画書のシステムへの入力のみ。
調査検討チームコメント
○決裁時に財源充当の見込みの確認や議論がなされた記録は確認できなかった。 ○システム入力のみで、提出後に内容に関してのやりとりを行ったかは確認できなかった。

【1-6】令和3年3月8日 令和3年2月県議会

調査内容
- 設計委託費等に関する当初予算案を提出する。 - 常任委員会にて整備計画(案)を提示する。(総事業費 180 億円程度と記載。) - 令和3年度の設計開始に向け、新県立中央図書館整備計画の策定を進めている。 - 県立中央図書館の施設として、19,600 m²程度の規模を想定し、併せて、緑地広場や駐車場、ペDESTリアンデッキの整備を行う。 - 東静岡駅県有地東側に図書館施設及び緑地広場等を配置し、西側を駐車場エリアとする。 - 設計は、プレ・デザインを取り入れた改良版公募プロポーサルとし、工事については、一般競争入札を想定。 - 概算事業費は、設計、建設、備品、業務システム等を合わせて、180 億円程度と見込む。 - 令和3年度中に設計者公募を行い、設計及び工事を経て、令和8年度の完成を見込む。
調査検討チームコメント
○整備計画(案)において総事業費や交付金による充当の検討について記載しているが、具体的な財源内訳については記載がなく、説明内容、その他発言からも確認できなかった。

【1-7】令和3年3月30日 令和3年度交付金内示

調査内容
- 内定通知の受領のみ(設計委託費(前払分) 1 億 2,100 万円) - 県内の他の事業における配分国費の額が一覧表形式で記載。

調査検討チームコメント
○県内の他の事業における配分国費の額が最大 17 億円程度であることが確認できる中で、今後の本事業への充当額の規模感について意識が及んでいない。

【１－８】令和３年６月１８日 令和４年度分交付金概算要望

- ・設計支援業務 1,150 万円
- ・総事業費 186 億円（うち国庫 73 億円）を併記

調査内容
・令和３年６月１８日 調書の提出について新図書館整備室長決裁 ・令和３年６月１８日 （社会教育課担当→中部地方整備局担当、景観まちづくり課担当）メール送信 交付金の概算要望調書を提出する。送付のみで、その他のやりとりなし。
調査検討チームコメント
○事業費総額や交付金の総額についてのやりとりが確認できなかった。 ○ファイル容量が大きいため、メールではなくファイル交換で送信している。（以後も同様の事例あり。） ○簡易起案決裁の形式をとっているが、十分な事前説明又は協議が行われた上での簡易起案であるか不明。

【１－９】令和３年７月７日 交付金概算要望ヒアリング

調査内容
国：中部地方整備局建政部住宅整備課担当（WEB） 県：景観まちづくり課担当、社会教育課担当 ＜国からの確認・指示内容＞ ・設計支援業務を行う理由を調書に詳細に記載する旨の指導を受ける。 ・文化力の拠点構想から現在の計画への推移が分かる資料を添付する旨の指導を受ける。 ・社会教育課から直接中部地方整備局へやりとりして良いか確認する。→国の回答は、「それで良い。景観まちづくり課とは情報を共有すること。」 ・質疑応答記録を新図書館整備室長まで供覧する。
調査検討チームコメント
○事業費総額や交付金総額、交付の見込みなど、長期的視点に立った事業全体の確認が行われていない。

【1－10】令和3年12月13日 令和4年度分交付金本要望

- ・設計支援業務 1,500 万円
- ・総事業費 185 億円（うち国庫 77 億円）を併記

調査内容
・令和3年12月13日 調書の提出について新図書館整備室長決裁 ・令和3年12月14日 （社会教育課担当→中部地方整備局担当、景観まちづくり課担当）メール送信 交付金の本要望調書を提出する。
調査検討チームコメント
○事業費総額や交付金の総額についてのやりとりが確認できなかった。

【1－11】令和4年3月25日 令和4年度交付金内示

調査内容
・内定通知の受領のみ（設計支援業務 1,500 万円） ・県内の他の事業における配分国費の額が一覧表形式で記載。
調査検討チームコメント
○県内の他の事業における配分国費の額が最大 17 億円程度であることが確認できる中で、今後の本事業への充当額の規模感について意識が及んでいない。

【1－12】令和4年4月25日 新県立中央図書館建設予定地視察

- ・中部地方整備局が建設予定地を視察、社会教育課担当者が随行

調査内容
・現場視察の前に意見交換会が行われた。 ・社会教育課担当が現地視察には同行するが、意見交換会には出席していない。 意見交換会については、図書館のために行われたものではないため、出席していない。意見交換では、中部地方整備局から「令和4年度予算の最新情報」や「予算執行における留意事項」等、交付金に関する情報提供があった。 ・意見交換会の内容について社会教育課には議事録などの記録は残っていない。 ・現地視察において中部地方整備局とのやりとりの記録は残っていない。
調査検討チームコメント
○社会教育課担当が、視察先で中部地方整備局と交したやりとりの記録が確認できなかった。 ○意見交換の議事録等の提供を景観まちづくり課に求めた形跡は確認できなかった。 ○現地視察という重要な局面において、事業担当課から交付金充当の見通しや見込みに関して積極的に確認や情報収集するアクションが確認できなかった。

【1-13】令和4年6月13日 令和5年度分交付金概算要望

- ・設計委託費 2億 7,800 万円
- ・総事業費 185 億円（うち国庫 77 億円）を併記

調査内容
・令和4年6月13日 調書の提出について社会教育課長決裁 ・令和4年6月13日 （社会教育課担当→中部地方整備局、景観まちづくり課担当）メール送信 概算要望調書提出。調書送付のみでその他のやりとりなし。 ・令和4年6月14日（景観まちづくり課担当→中部地方整備局担当）メール送信 概算要望調書について教育委員会から提出済みである旨連絡する。 ・令和4年6月17日 （中部地方整備局担当→社会教育課担当・景観まちづくり課担当）メール受信 事業費・国費要望調書の追加提出を依頼される。 ・令和4年6月17日 （社会教育課担当→中部地方整備局担当・景観まちづくり課担当）メール送信 事業費・国費要望調書を提出する。
調査検討チームコメント
○事業費総額や交付金の総額についてのやりとりが確認できなかった。

【1-14】令和4年12月15日 令和5年度分交付金本要望

- ・令和5年度要望の取下げ

調査内容
・令和4年12月14日 （社会教育課担当→景観まちづくり課担当）メール送信 県産材利用による事業費増や設計期間の延長に伴い令和5年度要望取下げについて報告する。 ・令和4年12月15日 調書(令和5年度要望を取り下げる内容)について社会教育課長決裁 ・令和4年12月15日 （景観まちづくり課担当→社会教育課担当）メール受信 中部地方整備局へ状況報告を行っているかについて確認。 ・令和4年12月15日 （社会教育課担当→景観まちづくり課担当）メール受信 中部地方整備局へは説明していないことを回答。 ・令和4年12月15日 （社会教育課担当→中部地方整備局担当）メール送信 県産材利用による事業費増や設計期間の延長に伴い令和5年度本要望を取り下げる旨を報告する。 ・令和4年12月15日 （中部地方整備局担当→社会教育課担当）メール受信 取下げ理由、今後のスケジュール等について照会がある。

・令和4年12月15日（社会教育課担当→中部地方整備局担当）メール送信 取下げ理由の資料作成についての質疑。ヒアリング時に説明すれば良いか確認。 ・令和4年12月16日（中部地方整備局担当→社会教育課担当）メール受信 質疑について回答。ヒアリング時ではなく、取り下げる理由と今後のスケジュールについての資料を求められる。 ・令和5年1月18日（社会教育課担当→中部地方整備局担当）メール送信 取下げ理由、今後のスケジュール等を回答。 設計着手後の木材利用の検討や建築物への木材使用量・使用箇所、金額規模、木材調達の手法等の整理に想定以上に時間を要したことにより、令和5年度での設計業務委託完了の見込みがなくなったため、取り下げることとなったと説明。 全体スケジュールについては、12か月後ろ倒しとなることを説明。
調査検討チームコメント
○事業費総額や交付金の総額についてのやりとりが確認できなかった。 ○大規模な事業の見直しにもかかわらず、財源の確保や交付金の適用可否についての更なる質疑などが確認できなかった。

【1-15】令和4年12月 令和4年12月県議会

調査内容
・常任委員会において県産木材利用増に伴い総事業費は192億円程度となることを報告する。 居心地の良い落ち着いた空間づくりをするため、内外装材への使用量を増やす。 追加費用は、約12億円と試算。 設計業務に遅れが出ており、令和5年2月の議会において債務負担行為の期間を延長するための議案を提出する予定。
調査検討チームコメント
○総事業費や交付金による充当予定について説明資料に記載しているが、総事業費の具体的な財源内訳については記載がなく、説明内容からも確認できなかった。

【1-16】令和5年6月9日 令和6年度分交付金概算要望

- ・設計委託費 2億5,900万円
- ・駐車場改修工事 2億700万円 計 4億6,600万円
- ・総事業費 192億円（うち国庫81億円）を併記

調査内容
・令和5年6月9日 調書の提出について新図書館整備課長決裁※ ・令和5年6月9日（新図書館整備課担当→景観まちづくり課担当）メール送信 交付金の概算要望調書を提出する。調書送付のみでその他のやりとりなし。 ・令和5年6月15日（景観まちづくり課担当→中部地方整備局担当）メール送信

交付金の概算要望調書を提出する。静岡県分を取りまとめた概算要望調書の送付のみで、その他のやりとりなし。

調査検討チームコメント

○事業費総額や交付金の総額についてのやりとりが確認できなかった。

※令和5年度より、新県立中央図書館整備に向けての体制を強化するため、「新図書館整備課」を設置。

【1-17】令和5年7月 基本設計完了（常任委員会説明）

調査内容

- ・6月県議会常任委員会にて概要を説明する。
新たに建物の外観やポイントとなる箇所のイメージ図、各階の構成等を取りまとめた資料として基本設計概要版を配布。
運営や導入するシステムなどソフト面の対応など、今後の検討事項について説明。
- ・委員会説明資料において総事業費は192億円程度、物価高騰分は今後精査と記載。

調査検討チームコメント

○資料に総事業費を記載しているが、物価高騰分は今後精査とのみ記載され、発言記録からも説明が確認できなかった。

【1-18】令和5年12月12日 令和6年度分交付金本要望

- ・設計委託費 2億7,900万円
- ・駐車場改修工事 1億500万円 計 3億8,400万円
- ・総事業費 296億円（うち国庫136億円）を併記

調査内容

- ・令和5年12月12日 調書の提出について新図書館整備課長決裁
- ・令和5年12月12日（新図書館整備課担当→景観まちづくり課担当）メール送信
交付金の本要望調書を提出する。調書送付のみでその他のやりとりなし。
- ・令和5年12月18日（景観まちづくり課担当→中部地方整備局担当）メール送信
交付金の本要望調書を提出する。静岡県分を取りまとめた本要望調書の送付のみで、その他のやりとりなし。

調査検討チームコメント

- 本要望調書には毎年度総事業費と交付金総額及び単年度交付金額の記載をしている。
当該年度において物価高騰等の影響で事業費が約90億円増えているが、起案時や調書提出時に交付金の交付見通しを確認するやりとりは確認できなかった。
- 入札執行年度の要求にもかかわらず、事業費総額や交付金の総額についてのやりとりが確認できなかった。

【1-19】令和6年1月10日 令和6年度分交付金本要望ヒアリング

調査内容
(出席者) 国：国土交通省住宅局市街地建築課 係長、担当 (WEB) 中部地方整備局建政部住宅整備課 担当2名 (WEB) 県：景観まちづくり課 主査 新図書館整備課 班長、主査、主任 <国からの確認・指示内容> カフェや売店を切り分け補助対象外とすること 駐車場（隣接する県有施設との共同）の取扱いも補助対象外とすること 外部（外構）整備の有無（確認のみ） ・令和6年1月11日 質疑応答記録を新図書館整備課長まで供覧する。 ・令和6年1月11日（新図書館整備課担当→中部地方整備局担当）メール送信 駐車場の付置義務台数分は補助対象とできるか確認する。 ・令和6年1月15日（中部地方整備局担当→景観まちづくり課・新図書館整備課担当） メール受信 駐車場に補助金を充てて整備し、図書館ではなくグランシップが使用する場合は（暫定的でも）補助対象外となる。
調査検討チームコメント
○個々の設備等が交付金の対象となるかの確認のみが行われ、総事業費に対する交付金額の見通しなどのやりとりは確認できなかった。 ○ヒアリング後も継続してメール等での確認が続いているが、同様に総事業費に対する交付金額の見通しなどのやりとりは確認できなかった。

【1-20】令和6年1月16日 令和6年度分交付金本要望修正

- ・設計委託費 2億7,900万円
- ・本体工事費 0円（スケジュール明示）
- ・総事業費 296億円（うち国庫 133億円）を併記

調査内容
・令和6年1月16日（新図書館整備課担当→中部地方整備局担当）メール送信 交付金の本要望の修正調書を提出する。 ヒアリング質疑について回答する。共同施設整備費の積算の修正及び駐車場整備を補助対象経費外とし削除する。 ・令和6年1月17日 調書提出について新図書館整備課長決裁 ・令和6年1月17日（中部地方整備局担当→新図書館整備課担当）メール受信 調書再提出について修正部分の確認。その他のやりとりなし。

調査検討チームコメント
○事業費総額や交付金の総額についてのやりとりが確認できなかった。 ○決裁前に調書を提出しており、事務手続きとして不適当。

【1-21】令和6年4月1日 令和6年度交付金内示

調査内容
・令和6年4月2日（景観まちづくり課担当→新図書館整備課担当）メール受信 内定通知の受領のみ（設計委託費 2億6,510万円）
調査検討チームコメント
○県内の他の事業における配分国費の額が最大24億円程度であることが確認できる中で、今後の本事業への充当額の規模感について意識が及んでいない。

【1-22】令和6年6月10日 令和7年度分交付金概算要望

- ・本体工事費 7億9,600万円
- ・工事監理委託費 2,300万円 計 8億1,900万円
- ・総事業費 298億円（うち国庫 135億円）を併記

調査内容
・令和6年6月10日（新図書館整備課担当→景観まちづくり課担当）メール送信 概算要望調書を提出する。 ・令和6年6月11日（新図書館整備課担当→景観まちづくり課担当）メール送信 事業費・国費要望調書と様式C-4bのR7概算事業費額が異なっていたため、調書を修正する。 ・令和6年6月12日 調書提出について新図書館整備課長決裁
調査検討チームコメント
○事業費総額や交付金の総額についてのやりとりが確認できなかった。 ○決裁前に調書を提出しており、事務手続きとして不適当。

【1-23】令和6年7月4日 令和7年度分交付金概算要望ヒアリング

調査内容
（出席者） 国：国土交通省住宅局市街地建築課担当2名（WEB） 中部地方整備局建政部住宅整備課担当2名（WEB） 県：景観まちづくり課主査、技師 新図書館整備課 班長、主査2名、主任2名 ＜国からの確認内容＞ 物価高騰の影響について→令和2年10月の190億円程度から令和6年9月発注を見据

えた物価上昇で298億円程度となることを説明する。

令和5年分を要望しなかった理由→基本・実施設計を進めていたため、当該年度に支払いが発生しない見込みとなったことを説明する。

官民連携等について導入を検討しないのか→様式に、R4以降の新規地区が該当とあったため、本件はR3新規地区であり、導入検討の対象外であることを説明する。

- ・令和6年7月4日 質疑応答記録を新図書館整備課長まで供覧する。

調査検討チームコメント

○物価高騰に伴う総事業費についての議論はなされているが、交付金の交付見通しについてのやりとりは確認できなかった。

○物価高騰に伴い事業費が高騰し、交付金の額も増えていく中で、交付見通しについて意識する内容が確認できなかった。

② 交付金の見込みが不明確な状況で令和6年度に建築工事の入札を実施したこと

※①の内容から引き続く。

【2-1】令和6年9月 9月県議会

調査内容

- ・補正予算案（債務負担行為）提出 総事業費 298 億円（うち国庫 136 億円）

令和6年7月に行われた中部地方整備局による令和7年度交付金概算要望ヒアリング時にも、物価高騰の影響で全体事業費が298億円程度に上昇したことについて説明しているが、国から交付金に関しては「この金額は難しい」等の上限額に関することが示されなかったこと、交付金要綱上も上限額の設定に関して記載がないこと、これまでも交付金の希望額が満額交付されてきたこと等の状況をもって、交付金が見込まれると判断し、予算計上した。

教育委員会内での協議は6月前から複数回、断続的に行われており、その中で教育部長からは交付金確保見込みの確認が指示され、担当理事からは交付金について想定する全体額を確保できる見込みがあること、ただし年度ごとの補助になるため毎年度の協議が必要であること等の説明がなされている（複数回の協議が行われたが、発言メモや内容の記録なし。）

補正予算の提出にあたって、6月から副知事、知事協議を行い、物価高騰の影響が大きく事業費が1.55倍程度となる見込みであること、整備計画は現行計画どおり進めることを説明し了解を得る。

- ・常任委員会説明内容

全体事業費について、基本設計公表時の192億円程度から、物価高騰分を考慮して改めて試算を行った結果、106億円増となる298億円で整備を進める旨の説明。

スケジュールについて、令和7年2月議会で工事契約の議案提出、令和7年度に本格的な工事着手、令和10年1月の完成、令和10年夏頃の開館となる旨を説明。

・常任委員会質疑（令和6年10月3日、4日）

Q：一般財源の軽減に向けてどのような努力をしてきたのか。

A：社会資本整備総合交付金の要件を満たし、建設費や設計費など2分の1に交付金を充当できる見込みである。残りの部分についても、交付税措置のある有利な起債を活用し、実質的な県負担は全体事業費の半分以上に抑えられる見込みである。

Q：整備費は、国土交通省の2分の1の補助金がつくので、実質的に100億増えても県の負担は40億ぐらいか。

A：総事業費の増額に伴う県負担額について、全体で106億円の増額に対して、2分の1の約50億円を交付される想定で、同額程度の負担軽減となる。さらに残りの部分についても交付金措置のある起債を活用し、県負担が10億円程度減少することから、最大で約42億円程度の負担増になると試算できる。

調査検討チームコメント

○令和6年9月県議会への債務負担行為に係る議案提出、入札執行に関して、部内で協議を行ったことは、新図書館整備課職員への聞き取りによって確認ができた。

○国からの交付金に関する上限が示されなかったことなど、状況的な理解のみで財源問題を判断し、具体的に交付見込みの確認や他の事例の研究、他の事業とのバランスなど、客観的な分析が行われていない。

○物価高騰等による事業費の増大が、当時の最大の関心事であり、その説明に終始し、増大した事業費の執行のための財源への関心に欠けている。

【2-2】令和6年10月 債務負担行為の設定

調査内容

・【2-1】の議決を経て、議会閉会後に起案 持ち回り
コメント記録なし 具体的説明なし

調査検討チームコメント

○議決後の事務手続きとして処理され、具体的な説明や資料の添付などがなされた形跡がなかった。

【2-3】令和6年10月18日 建築工事入札執行伺、入札公告

・10月11日起案、10月15日決裁、10月18日公告

調査内容

・令和6年10月15日 入札執行伺について副知事代決
国との調整を踏まえ、交付金が見込まれるという説明のもとに起案決裁を行った。

調査検討チームコメント

- 入札に関する事務手続きについては、財務規則等に則って適切に行われていた。
- 国土交通省への交付金充当見込みの最終的な確認を取った形跡はなかった。メール及び電話口頭記録等も確認できなかった。
- 新図書館整備課職員への聞取りにおいても、交付金の見通しについて国へ確認は行っていないかった。

③ 財源不足を把握していたにもかかわらず令和7年度当初予算を含む債務負担行為の議案を提出したこと

※①②の内容から引き続く。

【3-1】令和6年12月13日 令和7年度分交付金本要望

- ・ 本体工事費 3億 8,100万円
- ・ 工事監理委託費 300万円 合計 3億 8,400万円
- ・ 総事業費 296億円（うち国庫 139億円）を併記

調査内容

- ・ 令和6年12月10日 （景観まちづくり課担当→新図書館整備課担当）メール受信
再開発事業等について次年度以降の配分が厳しくなることについて言及あり。
調書の起案文書に当該メールを添付。
- ・ 令和6年12月13日 （新図書館整備課担当→景観まちづくり課担当）メール送信
交付金の本要望調書を提出する。調書送付のみでその他のやりとりなし。
（景観まちづくり課→中部地方整備局へのメール確認できず）
- ・ 令和6年12月16日 調書提出について新図書館整備課長決裁
- ・ 令和6年12月26日 （中部地方整備局担当→景観まちづくり課担当）メール送信
事業費大幅増の理由について国から質疑を受ける。
全体事業費が令和2年10月時点の物価水準で積算すると約185億円で、令和6年4月
時点の物価水準で積算すると約296億円（+96億円）となったことについて、令和7
年時点での事業費・要望国費計の金額について正しい額か確認を求められる。
- ・ 令和6年12月26日（景観まちづくり課担当→新図書館整備課）メール受信
国の質疑が送付される。
- ・ 令和6年12月26日 （新図書館整備課担当→景観まちづくり課担当）メール送信
質疑に対する回答を送信。
施設規模の変更はないが、軟弱地盤によるくい打ちの当初計画増と、増額の大部分
は物価上昇によるものである。
- ・ 令和6年12月27日（景観まちづくり課担当→新図書館整備課）メール受信

再質疑が送信される。

事業費の増額要因（くい打ち、物価上昇）についてそれぞれの金額を確認。

- ・令和6年12月27日（新図書館整備課担当→景観まちづくり課担当）メール送信
再質疑に対する回答を送信。

くい打ちは、杭の長さ変更（32m→50m）＋6億円、物価上昇は＋96億円。

- ・令和6年12月27日（景観まちづくり課担当→中部地方整備局担当）メール送信
再質疑に対する回答を送信。

調査検討チームコメント

○令和6年12月10日の景観まちづくり課担当からのメールにより、次年度以降の配分が厳しくなる旨が示されているが、それに対し部内で具体的なアクションはなく、起案文書に参考資料のひとつとして添付されているのみであった。

○くい打ちや物価上昇に伴う総事業費の増額についてはやりとりが確認できるが、それに伴う交付金の増額や交付見込みに関するやりとりは確認できなかった。

○決裁前に調書を提出しており、事務手続きとして不適當。

【3－2】令和7年1月14日 国費上限設定連絡

- ・中部地方整備局から、景観まちづくり課を通じて、交付金の上限額を設定する予定である旨の一報

調査内容

- ・令和7年1月14日（景観まちづくり課担当→新図書館整備課担当）メール受信
国土交通省からの連絡について中部地方整備局経由で伝達。

再開発関係の国費要望額は増加傾向にあり、今後も増加する見込みである。

特定の地区に対し要望どおりの国費負担を行うことは他自治体への支援のバランスに欠けるため、配分にあたっては一定程度の限度を設ける。

11:00景観まちづくり課長がメールの打ち出しを持参し、新図書館整備課に来課。

15:30教育部長へ報告する。

事実確認及び国土交通省との協議の場の設定の指示。

- ・令和7年1月14日（新図書館整備課担当→景観まちづくり課担当）メール送信
国土交通省本省へ確認を依頼する。

<確認内容>

令和3年度から交付決定を受けて事業に着手しているが、優良建築物等整備事業制度要綱におけるこれまでの改正によると、「〇〇年度末までに着手している事業については、なお、従前の例による。」となっており、当県で実施している事業は令和3年3月31日付けの制度要綱が適用となっていると解している。

今回の国費限度額の話は、これまでの改正内容とは異なる改正となり、従前の例によらないものとなる制度改正になるのか。

または、制度改正によるものではなく、内示査定での限度額なのか。

- ・令和7年1月15日 財政課に報告
- ・令和7年1月17日、22日 国土交通省訪問結果と合わせて副知事、知事に報告

【3-3】

調査検討チームコメント

○国からの限度額の設定連絡に対して、交付額が具体的に確定したものではないと捉え、交付金が希望額に満たないかもしれないという事業実施そのものに対する危機感が無い。

【3-3】令和7年1月16日 国費上限について協議（1回目）

- ・国土交通省本省へ訪問し、中部地方整備局から連絡のあった交付金上限額設定について確認・協議

調査内容

（出席者）

国：国交省住宅局市街地建築課 企画専門官、課長補佐、係長

中部地方整備局建政部住宅整備課 係長、係員

県：教育部理事、新図書館整備課技監、主査、

景観まちづくり課長、主査

＜国交省からの説明内容＞

当該交付金は予算の範囲内でのみ交付が可能である。

物価高騰に伴い、自治体からの要望が拡大している。

＜県からの確認内容＞

中部地方整備局から受けた連絡に関する事実確認。

今後、継続的に協議に応じてもらえるか確認し「可能」の回答を得る。

- ・令和7年1月17日 教育長に報告

- ・令和7年1月17日、22日 副知事、知事に報告

交付金について情報収集と確保努力を前提に当初予算は計上することを報告。

しっかり国に確認をした上で調整を続けること、及び最悪の事態を想定して準備をしておくように指示あり。

調査検討チームコメント

○事業継続のための情報収集や他の交付金や起債の活用などの検討に終始し、事業継続が困難となる可能性の認識が欠如していた。

【3-4】令和7年2月5日 国費上限について協議（2回目）

- ・国土交通省本省へ訪問し、交付金上限額設定について2回目の協議

調査内容

（出席者）

国：国交省住宅局市街地建築課（室長、企画専門官）

県：教育部長、教育部理事、新図書館整備課主査 県議会議員、県選出国会議員 < 県からの説明内容 > 補助額の上限・配分見通しの確認。 他の補助メニューの活用を検討。 < 国からの説明内容 > 予算の厳しい現状と静岡県住宅局関連交付金の中でのやりくりができないか検討の依頼。 第2世代交付金はインフラ整備タイプだと、補助対象の可能性はある（国費 50 億）。 ・内容を財政課に報告
調査検討チームコメント
○事業継続のための情報収集や他の交付金や起債の活用などの検討に終始し、事業継続が困難となる可能性の認識が欠如していた。

【令和7年2月18日 県議会2月定例会開会】

【3－5】令和7年2月27日 業者説明会開催

- ・入札参加者確保に向けて設計等の概要説明

調査内容
(説明者) 新図書館整備課、設計者（意匠、構造、機械、電気担当者4名） (説明内容) 設計概要、物価上昇への対応、発注方針の検討状況、質疑応答 (参加業者意見) 工事規模が大きく、対応できる協力業者を確保できるか不安。 総事業費が実勢値に寄り添った対応をしている。 機械設備工事について、空調と衛生を分割発注としないか。 発注方針の変更は入札参加しやすくなると思う。
調査検討チームコメント
○交付金(財源)に関する説明、質疑はなかった。

【3－6】令和7年3月4日 国費上限について協議（3回目）

- ・国土交通省本省へ訪問し、交付金上限額設定について3回目の協議

調査内容
(出席者) 国：国交省住宅局市街地建築課 企画専門官、課長補佐、係長

県：教育部理事、新図書館整備課長、主査 ＜県からの説明内容＞ 交付見込額の増額に関する協議 第1案として第2世代交付金の充当等で、国費85億を提案。 第2案として長期的な県負担とさらなる教育部の事業の見送りで国費54億を提案。 今後の進め方(タイムリミット)の確認。早く結論を出したい旨の依頼。 ＜国からの説明、確認内容＞ 15億円が最大交付額との考え。54億円の案を今回協議として受けて住宅局内部で検討するが、他の自治体への影響を考慮すると要望の検討は困難である。 他の交付金の活用の可能性を検討してほしい。 ・内容を財政課に報告
調査検討チームコメント
○交付額の減額により当初計画での事業実施が難しくなることが想定できる状況であるが、他の交付金の活用の可能性のみを優先し、事業自体の見直しの可能性に至っていない。

【令和7年3月17日 県議会2月定例会閉会】

【3－7】令和7年4月25日 国費上限について協議（4回目）

- ・国土交通省本省へ訪問し、交付金上限額設定について4回目の協議

調査内容
（出席者） 国：国交省住宅局市街地建築課 企画専門官、課長補佐、係長、係員 県：教育部長、教育部理事、新図書館整備課長 ＜国からの説明内容＞ 社会資本整備総合交付金の交付額は、静岡県からの要望や経緯に配慮して最大34億円程度となる。 ＜県からの確認内容＞ 第2世代交付金との併用の可否を確認し「可能」であるとの回答を得る。
調査検討チームコメント
○社会資本整備総合交付金の交付額は最大34億円程度となる確定的な感触を得たことで、県議会への報告に至る。

第3章 原因分析

本事案について指摘された問題点は、「① 当初の概算要望から過大な交付金を見込んでいたこと及び交付金の交付見込みについて国への確認をしてこなかったこと」、「② 交付金の見込みが不明確な状況で令和6年度に建築工事の入札を実施したこと」、「③ 財源不足を把握していたにもかかわらず令和7年度当初予算を含む債務負担行為の議案を提出したこと」であり、第2章にまとめた事実関係に基づき、これらの原因について分析した。

① 当初の概算要望から過大な交付金を見込んでいたこと及び交付金の交付見込みについて国への確認をしてこなかった原因

- ・令和2年度に事業への交付金充当を検討する際、国土交通省に問い合わせを実施している。しかしながら、国の全体予算規模や交付金の交付実績額等の確認を行っていなかった。当該交付金は交付上限額の設定がなく、全体事業費及び対象となる国費についても、当該交付金の要綱上、交付の対象にならない範囲についての指導はあったが、全体額を交付できない旨の説明はなかったため、要望金額どおり交付されるという認識で、それ以上の確認は行っていなかった。
- ・以上のことから、要望金額が交付されるとの前提に立ち、交付金が全額交付されると思い込んでいた。
- ・概算要望や本要望等、その都度、国様式に従って資料を提出し、国からの要望に応じてヒアリングが実施されているが、事業費総額や交付金の総額についてのやりとりは確認できず、交付金充当が可能であると思い込んだまま事務処理を進めていた。
- ・年度ごと、県内の他の事業を含めた配分国費の額が示されており、令和3年度内示においては静岡県全体について交付額が最大のもので17億円程度であることが資料から読み取れる。しかしながら、今後の本事業への充当要望額との規模の乖離について懸念する者がいなかった。他事業を含めた金額について、部内で共有できていなかったことや、前述の思い込みから県へ交付される全体額に意識が及んでいなかった。
- ・令和3年度から令和6年度までは、各年度の要望額のほぼ満額が交付されていた。この事実の積み重ねの中で、要望した額がほぼ満額交付されるとの認識をもってしまい、充当する要望額が大幅に増額した際も、その額が交付されると考えていた。
- ・令和6年度におけるヒアリングにおいて、国に対して対象となる交付金が増加することを説明している。その際に交付金の上限額やその額の交付が不可との認識は示されなかった。このことをもって、それまでと同様に申請額どおり交付されるものと認識してしまったと考えられるが、この段階で国担当者へ交付見込みを確認し、意見交換することが可能であったと考えられる。

- ・ 交付金を活用する際、財源充当の可能性を調査することはもとより、その事業の有効性や交付額の確保のため、国との連絡や連携を密に行うことが望ましいが、国への働きかけ方に関する手法や経験が不足していたことや過去事例が少ないことから、国との意見交換等を行うという考えが欠如していた。

② 交付金の見込みが不明確な状況で令和6年度に建築工事の入札を実施した原因

《事務処理に係る原因》

- ・ 国からの交付金に関する上限が示されなかったことなど、状況的な理解のみで財源問題を判断し、具体的に交付見込みの確認や他の事例の研究、交付金の全体予算額とのバランスなど、客観的な分析が行われていない。
- ・ 事業費の増大が当時の最大の関心事であり、その説明に終始し、増大した事業費を執行するための財源への関心が欠けていたと考えられる。
- ・ 教育委員会内の意思決定として、財源については、しっかり確保できるのかということを経営から担当課に確認し、確保見込みだという回答があったため、教育委員会の中で意思決定をした。
- ・ さらに、入札を実施するためには、知事、副知事決裁が必要となるが、上述の確保できるとの見込みのもとで教育委員会が説明し決裁が行われた。
- ・ 国への確認は行っておらず、担当課が国とのやりとりの中で、要望額をこちらから確認する行為が不足していた。国からも、要望額についての照会や言及がなかったため、担当課は、要望額が交付されるものと思い込んでいた。
- ・ なお、交付金の充当見込みがないことを明確に把握していたにもかかわらず、事業の実施を優先し、故意に入札を実施した、又は実施を指示したという行為は確認できず、法令に違反しているとまでは言えない。
- ・ 一方で、物価高騰が進む中で、早期に事業を実施したいという焦りがあったことは否めず、その焦りにより大規模事業に求められる財源確保に関する丁寧な事務執行が行われなかったことは否定できない。

《入札執行に関し財務規則の理解不足や適用違反があったか》

- ・ 建築工事入札執行に係る財務規則上の規定に照らし、今回の事案に求められる手続きや整えるべき書類に瑕疵はなかった。
- ・ 静岡県財務規則第18条第2号には、予算執行の原則が定められている。
- ・ 「国庫支出金などの特定財源を充当して行う事業に係るものは、当該特定財源を収入した後でなければ執行してはならない」とした上で、ただし書きとしてその例外が定められており、「予算の性質その他やむを得ない理由」があるとき、又は「当該事業に係る特定財源の収入が確実と見込まれる場合」に、その限りでないとされている。

(予算執行の原則)

第 18 条 予算は、次の各号に定めるところにより、適正かつ効率的に執行しなければならない。

- (1) 歳出予算は、配当若しくは再配当又は令達を受けた後でなければ執行してはならない。
- (2) 歳出予算のうち、国庫支出金、分担金、負担金及び寄附金その他特定財源を充当して行なう事業に係るものは、当該特定財源を収入した後でなければ執行してはならない。ただし、予算の性質その他やむを得ない理由があるとき、又は当該事業に係る特定財源の収入が確実と見込まれる場合でその額に見合う金額の範囲内においては、この限りでない。
- (3) 歳出予算のうち、所轄行政庁の許可又は認可を要するものに係るものについては、許可又は認可を得た後でなければ執行してはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- ・ 本事案での論点は、ただし書きの「予算の性質その他やむを得ない理由」又は「特定財源の収入が確実と見込まれる場合」をどう評価するか、という点である。
- ・ 「予算の性質その他やむを得ない理由」については、「静岡県財務規則の施行について(昭和 39 年 4 月 1 日付け財第 61 号、会第 241 号)」において、事業の緊急性、その他やむを得ない理由があるときと明示されている。
- ・ 今回の事案においては、「特定財源の収入が確実と見込まれる場合」に該当するとして事業が進められたが、その判断に至った経緯として、交付金要綱上も上限額の設定について記載がなく、ヒアリング等で国から上限額の言及がなかったこと、これまでも要望額がほぼ満額交付されていたこと等を挙げている。
- ・ 庁内においては、長期にわたる大型事業について、財源確保の見通しや長期の財源確保の確約をもって事業を進めるなど、具体的な確認行為がルール化されていなかった。
- ・ そのような状況下で、状況的な理解により事業を進めたことは、直ちに職員個人に重大な瑕疵があったとまでは言えない。
- ・ よって「法令の誤った理解」や「財務規則の適用違反」が本案件の原因となったとまでは断定できない。
- ・ しかしながら、結果として、交付金の見込額が急に変動したことにより財源不足が生じ、県民の負託に反し、新県立中央図書館整備事業の実施が遅れることとなり、これまでの構想や設計がそのまま執行できないという事態を招いたことについては、「あの時確認しておけばよかった」というポイントがあったことは否定できない。その判断に至らなかった幹部を含む関係職員については、この点に関して、職務を適正に遂行するという公務員としての根本基準に対して十分に 대응することができなかったという点は否めず、教育委員会としてこのような事態を招いた責任については猛省しなければならない。

③ 財源不足を把握していたにもかかわらず令和 7 年度当初予算を含む債務負担行為の議案を提出した原因

- ・ 令和 7 年度当初予算計上時点において本要望をする際、総事業費及び交付要望額が令和 4 年度と比べて増大している点について国から指摘され、回答を求められている。その際、なぜその点について指摘されているかを確認せず、事実のみを回答している。国が

ら疑義がある旨、課内で共有できていたとすれば、この段階でその状況変化に気付き、当初予算計上時に対策を講じることができた可能性があったと考えられる。

- ・国からの、静岡県の実情に全額応えることは困難との連絡に対して、交付額が具体的に確定したものではないと捉えて債務負担行為の議案を提出して予算計上した。交付金が要望額に満たないかもしれないということを考えながらも他の交付金の充当見込み等を理由に予算計上したことは、結果として本事案の問題の表面化を遅らせてしまったと考えられる。
- ・交付額の減額により当初計画での事業実施が難しくなることが想定できる状況ではあったが、他の交付金の活用可能性の検討、仕様部材やフロア構成等の見直しによるコスト削減の検討等を行いつつも、財源見通しを客観的に整理し、事業そのものを一旦立ち止まるという判断には至ってはいなかった。これは、その後も続く可能性がある物価高騰にばかり意識が向き、速やかに現行計画での事業実施をすることが最善であるとの心理的視野狭窄に陥っていたのではないかと考える。

《まとめ》

(1) 事業を進めるに当たっての確認や経験の不足

- ・多くの場面で主たる原因となったのは、交付金が全額交付されるという思い込みであり、それが慎重な事務処理を妨げていたと考えられる。
- ・それは、国からの交付金に関する上限が示されなかったこと、ヒアリングの際に全体事業費に係る交付金額について話題になっていないこと、各年度の要望額のほぼ満額が交付されていたことによると考えられるが、どこかのタイミングで国土交通省に確認すべきことに思いが至っていれば、早期に防ぐことができた事案であった。
- ・教育委員会は、これほど多額の国費を活用した事業の経験に乏しく、交付金の大きさに関わらず、この推測の積み重ねの中で、要望した額が当然満額交付されるとの誤った認識を持つに至ったことについては、経験不足、状況に応じた想像力の欠如の側面も否定できない。

(2) 他部局や関係機関との連携、交付金獲得のための積極的な活動

- ・慣れない事業を行うからこそ、早期から庁内の関係部署、関係機関との連携、国への要望活動、議会に対する丁寧な説明を積極的に行うべきであったが、教育委員会内だけの経験と検討で事業を進めてきたことが一つの大きな要因である。

(3) 集団心理と心理的視野狭窄

- ・本事案においては、令和2年から多くの職員が関与してきた。その中で(1)の確認不足が発生した原因として、「要望額が満額支給される」という思い込みに対し、組織として疑問を持たなかったことが挙げられる。

- ・部内協議は継続的に行われていたが、確実な事業執行、物価高騰による事業費の増大への対応、早期の施工という点に関心が集中し、財源にまで深く議論が及んだ記録が確認できなかった。
- ・教育委員会全体として、交付金に対する適時適切な確認作業に思いが至らなかった組織課題については、他部局との連携など、外部の視点を取り入れた事務執行体制の検討を要する。

(4) 公務に携わるものとしての根源的な意識の欠如

- ・公務は県民の信託に基づくものであり、またその費用が租税負担によって賄われていることを考慮すれば、個々の法令を遵守して職務に当たることは当然のこと、公務員の基本原則である全体の奉仕者としての地位に基づく強い倫理観を持ち、県民の負託に応えるべきである。
- ・その点で、交付要綱等の記載や過去の交付金の交付状況から見込みを楽観し、起こり得るあらゆる事態を想定することなく事務を進め、かかる事態を招いたことについては、その基本的な意識が足りなかったと言わざるを得ない。

《香野 毅 教授（心理学）の意見》

- ・人の特性として、一旦思い込んだこと、今回の件では「予算が確定している。」と思い込んだことで、その後はその認識で物事を進めていく性質がある。
- ・「自己確証」という考えがあり、例えば、虐待や養育環境が整わない環境で育った人は、「大人は頼りにならない」等の認識を幼いころに持つ。その上で、その後の人生で何か大人から不合理な扱いを受けると、「ほらやっぱり」、「大人はみんなそういう人だ」等、自分の思い込みに合う情報を取り込もうとする。その反面、親切にされても、自分の確証に合わない情報なので、取り込もうとしない。
- ・「確認のチャンスはあった」とされているが、今回の件では、「事業を進めるべきだ」という自分たちの認識に沿う情報に反応し、認識に合わない情報や、確認の機会には反応しないということが集団として起きたのだと言える。
- ・毎年度のルーチンに合わせて申請書類を作成し、ヒアリングを受け、交付金を得て設計を進める、という「事業を前に進める」という情報には非常に丁寧に反応し、業務を実施している。
- ・一方で、予算の確認をしたり、この計画で本当に大丈夫だろうか、という情報や確認の機会には反応しなかったのではないかと。
- ・令和7年1月以降、予算が確保できない恐れがあると明らかになった後も、他の交付金の活用の検討など「事業を進めるための情報」には反応するが、直ちに事業を立ち止まって見直す、という判断に至っていないことから、そのような心理状況であったと考えられる。

- ・また、このような長期の事業が一旦動き出すと、かなりのペースで担当者が入れ替わって引き継ぎをしながら事業を進めて行くことになる。「予算の確認は前任者の時点で終わっているだろう。」「予算があるからこの事業は進められるのだ。」という認識でいた場合、引き継ぎを受けた者がそれまでの確認の有無を把握することは難しいと考える。
- ・国の交付金を受けるに当たっては、相当緻密でしっかりとした資料を作り申請をしていると思われるが、その結果、「しっかりとした資料を作れば、交付金は認められる。」と考えていたと推測される。
- ・今回の件は、職員個人の不作為という問題ではなく、事業の進め方に対する組織的なエラーだと感じる。責任を個人に向けるような事案ではない。
- ・組織としてのエラーを起こさないための今後の対策として、内輪で研修を実施して内側の力量を高めても、それで思い込みは解消されない。心理的側面に関しては、研修やマニュアルによる対策は効果がないと考える。
- ・自己の情報に固執せずに、他者の視点や客観的なデータをもとに判断できるような体制・組織にすることが必要であり、外部有識者やコンサルなどの活用、教育委員会以外の他の部局と積極的に連携することが肝心である。

第4章 責任の所在

関係した職員について、それぞれの役割ごとに責任を明らかにする。

関係する職員	役 割
教育委員会幹部 (教育長、教育部長、担当 理事、担当課長)	適切な事業執行のための組織体制を管理する。 事業全体を調整し、職員を指揮監督する。 事業執行状況を正確に把握し、事業実施に関する判断をし、 決裁を行う。
新図書館整備課 (課員)	新図書館整備に関することを所掌する。 交付金の活用について国土交通省との窓口として、申請、 確認、報告等を行う。

《責任を検討する上での考慮事項》

① 当初の概算要望から過大な交付金を見込んでいたこと及び交付金の交付見込みについて国への確認をしてこなかったこと

- ・教育委員会において前例のない大規模な事業にも関わらず、交付金の対象となるかの問い合わせについて国からの回答がない中で、交付金活用を前提として事業を進めたこと、さらに、コロナ禍で県外移動が制限されている状況とはいえ、ヒアリングを受けることなく初年度の申請手続きを進めた。
- ・そのことにより、交付金全体の予算規模感などの確認ができず、要望した交付金が適正かどうか、また、交付見込みについて国へ確認する機会を逸した。
- ・なお、交付金本要望の起案について、簡易起案決裁の形式をとったことで、協議の経過を確認することが困難となった時期も存在する。
- ・組織全体として、国からの交付金に関する上限が示されなかったこと、ヒアリングの際に全体事業費に係る交付金額について話題になっていないこと、各年度の要望額のほぼ満額が交付されていたことから、交付金が満額交付されるものと思い込み、事務を進めたことについては、反省すべき点がある。
- ・また、各年度の交付金の内示の際に、県内の他の事業の配分額との比較が可能であり、今後の本事業への充当額の規模感について国に確認をすべきであると気付く機会があったにもかかわらず、そこに思いが至らなかったことについても、組織全体として、確認意識の欠如があることは否めない。
- ・これらのことから、国に対して交付金の交付限度額の確認をせず、交付金の満額が交付されるという思い込みの中で整備計画を進めたことが本事案の最大の原因であり、本県の財政に多大な影響を与えたことの組織的な責任は道義的に問われるべきである。

- ・一方で、交付金申請に当たっては、景観まちづくり課と連携し、手続きは適正に行われており、また、各年度の交付実績については要望額に対して75%～100%の内示額の提示がされていたことに併せて、国から事前に限度額の提示がなかったことから、事業の開始段階で交付金に将来的に上限が設定されるなど、財源に係る急激な状況変化を予測することは困難であったとも考える。

② 交付金の見込みが不明確な状況で令和6年度に建築工事の入札を実施したこと

- ・令和6年9月議会において、物価高騰の影響により増大する全体事業費の交付見込みについての確認がないまま予算案を提出したことについては、①に記載のとおり。
- ・一方で、中部地方整備局による令和7年度概算要望ヒアリングにおいて、全体事業費の上昇に併せて、対象となる交付金が増加していることを説明した際に、国から上限額は示されなかった。また、例年、各年度の要望額のほぼ満額の内示を受けていた。
- ・入札実施時点では、事業実施が不可能であることが確定していたわけではなく、またそうした事実を故意に隠していたわけではない。
- ・これらのことにより、交付金の収入が確実に見込まれるとの認識のもとに入札を実施したことについては、財務規則に違反しているとまでは言えない。
- ・ただし、当時は、事業費増大に対してのみ関心が向けられていたことは否めず、財源に対する関心が十分ではなかったと言わざるを得ない。
- ・また、入札執行伺の起案にあたり、交付金の見込みについて、国土交通省に対して最終的な確認をしなかったことは、本事業の規模を考慮すると、より慎重に作業を行うべきであったと言わざるを得ない。
- ・なお、交付金申請手続きや、入札執行伺等の事務処理自体は、適切に行われていた。

③ 財源不足を把握していたにもかかわらず令和7年度当初予算を含む債務負担行為の議案を提出したこと

- ・令和7年1月14日に交付金の上限額が設定されることを認知しつつ、他の財源の検討やさらなる交渉を前提として令和7年度2月県議会の議案提出に向けた検討を進めたことは、財源確保に関する丁寧な説明が不足していたと言わざるを得ない。
- ・一方で、財源については、この時点では国においても継続協議を確約しており、財源不足が客観的に確定している状況ではなかった。
- ・上限額設定を認知後、国への確認及び継続協議の確約、知事及び副知事への報告を迅速に行っているとともに、他の財源確保に向けての情報収集や検討を続けている。

《責任の検討》

関係する職員	責 任
教育委員会幹部 (教育長、教育部長、担当 理事、担当課長)	【確実な財源確保のための確認や丁寧な事務執行ができなかった組織体制に対する責任がある】 ・教育委員会として多額の国費を活用した事業の経験が乏しいことから、事業実施当初の段階で、確実な財源確保のための他部局との連携、国への確認が十分になされていなかった。 ・事業費が増大していく中で、財源確保の面から事業が継続できるのか確認できていなかった。 ・多額の交付金について、財源の見通しを幹部自らが国に対し確認したり働きかけたりすることができていなかった。
新図書館整備課 (課員)	【丁寧な事実確認、客観的な情報に基づく判断や報告を行う必要があったが、個人について特定の責任を問うことはできない】 ・単年度の予算執行だけではなく、長期に及ぶ支出の見通し、財源確保の見通しをもって事業を進める必要があった。 ・事業費が増大していく中で、比例して増えていく財源に関する注意が足りず、客観的で正確な見込みに基づく検討、報告を行う必要があった。 ・事業所管課として、財源の確保について常に注意を払い、過去例や状況証拠だけで判断するのではなく、客観的な証拠に基づき見込みを立てる必要があった。 ・同じ交付金を活用する他の事業の状況や全国状況を常に把握し、本事業の現状を分析しながら事業を進める必要があった。

《林範夫弁護士の意見》

- ① 当初の概算要望から過大な交付金を見込んでいたこと及び交付金の交付見込みについて国への確認をしてこなかったことが不法行為に当たるか
 - ・特定財源の収入が見込んでいた額ではなかったことは、国の判断に過ぎない。例えば国に対して虚偽報告があったり、交付金が半額しか貰えないことが通知等で確定していて、それを隠して執行したら、これは重大な故意、過失であり、違反となる。

- ・また、県の見込み、確認意識が甘かったことは否めないが、国の方からも交付金はそんなに出せないという示唆も事業開始以降これまで特になかった。
- ・したがって、当初の概算要望から過大な交付金を見込んでいたことに対しては、法的に個人の故意、過失とはならない。
- ・さらに、交付金の交付見込みについて国への確認をしておかなかったことについても、確認不十分で不適切な点は否めないが、法的に故意、過失とはならない。

② 交付金の見込みが不明確な状況で令和6年度に建築工事の入札を実施したことが不法行為に当たるか

- ・交付金が満額もらえるという見込みであった以上、建設工事入札を実施したことについて、法的に個人の故意、過失とはならない。
- ・例えば国に対して虚偽報告があったり、交付金が半額しか貰えないことが通知等で確定していて、それを隠して執行したら、これは重大な故意、過失であり、違反となるが、本件においてはそれもない。

③ 財源不足を把握していたにもかかわらず令和7年度当初予算を含む債務負担行為の議案を提出したことが不法行為に当たるか

- ・国からこの事業について交付金の交付はできないという確定的な通知があつて、担当がその情報を握り潰して事業を進めたということがあれば故意、過失となるかもしれないが、申請の過程の中での見込み違いは故意、過失にはならない。

④ 各職員の賠償責任と懲戒処分について

- ・交付金の対象である設計ができているかと、その設計をどう使うか、は別問題であり、設計に瑕疵があった等の損害は発生していない。毎年度会計の中で設計をしっかり行って、成果物をもって国もそれを良しとして交付金を出している。
- ・これまで実施された設計等の事業は適切に行われている。交付金もほぼ満額もらえているのであり事業執行上も滞っていない。振り返って結果論で言えばその時から確認をしっかりしておけばよかったのかもしれないが、その当時の事業が適切に実施されている以上、令和5年以前の事務処理について、何らかの指導を行う根拠はない。
- ・今回の事案については、全般について確認不足の点は否めないが、職員個人について故意又は重大な過失があったものではない。組織として十分な確認や丁寧な事務執行を行う体制ではなかったが、懲戒処分に至るような不法行為があったとも言えず、職員個人の賠償責任があるとは言えない。

《葦名ゆき弁護士の意見》

- ・ 静岡県財務規則第 18 条第 2 号（以下「本件規則」という。）は、明確に「特定財源を充当して行なう事業に係るものは、当該特定財源を収入した後でなければ執行してはならない」という原則と「当該事業に係る特定財源の収入が確実と見込まれる場合でその額に見合う金額の範囲内においては、この限りではない」という例外を定めている。
- ・ 本件規則は、予算を執行する場合は、既に収入がある場合、もしくは、将来確実な収入のある財源に基づいて行うことが、健全な財政規律の実現において不可欠であるという趣旨であると理解できる。
- ・ 本件の場合、複数年に渡り、かつ、設計、入札、建築等の各執行を段階的に進めていく必要があったこと、令和 3 年度から令和 6 年度までは要望額がほぼ満額交付されてきたことから、令和 6 年度までの予算執行が、本件規則に違反していたとは言えない。
- ・ しかし、令和 7 年 1 月 14 日に、国土交通省から、交付金の上限額を設定する予定である旨の一方が入った段階で、「特定財源の収入が確実と見込まれる場合」ではない事態が生じ始めており、本件規則に違反する可能性について強く意識すべきであった。
- ・ その後、国から他の補助金の活用を示唆を受け、他の補助金活用の可否や他の事業との調整により、事業継続について検討している形跡は見受けられるものの、本条違反になる可能性をどこまで意識していたのかについては、疑問を抱かざるを得ない。同年 2 月 27 日に業者説明会を実施したことも、状況を考慮すれば、より慎重な対応が検討されるべき場面であったと考える。
- ・ 一方で、国費上限見込額が定まった同年 4 月 25 日以降は、速やかに県議会へ報告しており、国費上限額の見込みを、担当職員個人としても教育委員会の組織としても、隠匿した事実はない。
- ・ また、同年 1 月 14 日の交付金上限設定の一報は、景観まちづくり課、財政課、副知事、知事にも共有されていたところであり、危機感の欠如は、少なくとも教育委員会の担当職員のみには顕著なものとは言えない。一報を受けた段階で、教育委員会内、もしくは、県の他の組織内で、法令違反の可能性が生じ始めていることに気付く体制が構築されていなかったことを指摘せざるを得ない。
- ・ その意味で、今後、「法令遵守意識を高める」という抽象的な目標ではなく、計画を進める各段階で、関係法令を確認する、法的専門家に相談する等の具体的に機能する体制作りを進めることが急務である。
- ・ なお、地方自治法第 243 条の 2 の 8 に基づく職員個人の賠償責任については、職員の「故意又は重大な過失」が要件であるところ、故意は元より、故意に匹敵する重大な不注意と解釈される「重過失」が認定される事情は、経過を精査しても見当たらない。

《まとめ》

【懲戒処分の検討】

- ・今回の一連の事案に関わる職員について、地方公務員法上の懲戒処分等を検討すべきかについては、調査を通じて、事務執行上、確認が不足していたことや思い込みにより事務を進めるという点があったが、特定の個人において、地方公務員法上の懲戒処分を行うに至るような故意や過失が認められるものではなかったと考える。この点では専門家の意見も一致している。

【管理監督責任者に対する指導措置】

- ・しかしながら、令和6年9月議会に提出した債務負担行為に係る事業が財源不足により執行できなくなったことに関しては、当時、教育委員会として、財源の確保について十分な確認を行い、丁寧に事務を進める組織体制ができていなかったと考えられる。
- ・今回の事態を招いた組織体制に対する責任を明確にし、また、併せて今後二度とこのような事態が起こらないよう、再発防止に向けて厳重に注意を喚起するべく管理監督職員に対して、指導措置を行うこととする。
- ・指導措置については、教育委員会の委員の意見も踏まえ、決定する。

【これまでに執行された設計費等に係る賠償責任】

令和6年度までに執行された設計委託費等は総額9億円であるが（内 交付金約3億8千万円）、設計の過程で行った図書館に必要な機能や動線の検討などは今後の再設計に生かすことができたとしても、実際には建設されない建物に関する設計費用を県費により負担する状況が生じることとなる。（なお、本件事業にかかる交付金については、現在、国土交通省とその取扱いについて協議中。）

この点、関係した職員の賠償責任について考察すれば、地方自治法第243条の2の8により、違法な支出により職員が賠償責任を負う要件は、故意又は重大な過失があった場合とされている。

前述のとおり、交付された国費を充当して設計委託等を行った時点において、その後の建設段階での交付金の充当見込みがないことを明確に把握していたにもかかわらず事業の実施を優先し、故意に設計委託を実施した、又は実施を指示したという行為は確認できておらず、また、交付金に関する確認等の事務遂行が不十分で不適切な点があったが、それが重大な過失であったとまでは評価できない。よって、地方自治法第243条の2の8の職員個人の賠償責任を負うものではない。この点についても、専門家の意見は一致している。

教育委員会幹部について、組織体制上一定の責任があることは前述のとおりであるところ、その結果責任についてもこれまで評価した一定の責任に内包され则认为するのが適當である。

＜地方自治法＞

（職員の賠償責任）

第二百四十三条の二の八 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。

- 一 支出負担行為
- 二 第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認
- 三 支出又は支払
- 四 第二百三十四条の二第一項の監督又は検査

第5章 再発防止策

不適切な事務処理等の根絶に向けて、直ちに実施できるものから順次再発防止策に取り組んでいく。

1 交付金に係る事務処理等の適正化

◎財務規則施行通達の改正	
○財務規則に定める「その他やむを得ない場合」と「収入が確実と見込まれる場合」の内容について明確化し、財務規則施行通達を改正する。	
	・財務規則に定める「その他やむを得ない場合」の内容について、特定財源収入決定後の執行では、事業目的を達することができない場合や事業効果が著しく減少する場合など事業の遂行に重大な影響があること、関係省庁と緊密に連絡を図り、国庫支出金の見通しを確認した上で、事業を執行することを明確化 ・財務規則に定める「収入が確実と見込まれる場合」の内容について、国庫支出金の内示又は交付決定、寄附金の申込及び分担金又は負担金に係る協定締結等と明確化
◎交付金及び補助金を活用する業務に係るマニュアル整備	
○「大型施設整備事業等に係る交付金、補助金申請事務マニュアル」を作成し、交付金担当者の他、交付金充当事業に関わる全ての職員が、全体の流れや留意点について確認できるものを整備する。	
	・交付金、補助金の流れ、活用における留意点等 ・事業担当課の役割、事業担当課が担うべき事務 ・カテゴリごとのポイントと注意すべき点 ・業務フローにおいて他部局や関係課との連携を明記
◎研修会における職員への周知徹底	
○交付金等充当事業における適正な執行を図るため、研修会等で財務規則施行通達の改正内容、策定したマニュアルについて周知徹底を図る。	
○募集に当たり、重要性を示し、事務に携わる職員の受講を各所属に促していく。	
	・補助金事務研修 ・管理者研修
◎関係機関及び関係部局所管課との情報共有・連携強化	
○事業主管課は、交付金充当を検討する際は、部局内での情報収集はもちろん、主管部局へ交付金の性質や要件を確認するとともに相談を確実に実施する。	
○各段階における調書提出やヒアリングにおいては、事前に協議事項を整理し、	

	事業総額や交付金要望全体額及び重要事項その他留意事項について、必須項目として確認を徹底する。 ○主管部局を経由して質疑を行う場合は、質疑や回答について、所管省庁との齟齬が生じないように、その内容を明確にした上で書面にて行うこと。口頭で確認する場合は、記録簿の作成を必須とし、その記録簿を主管部局とも共有して共通認識を図る。 ○質疑等において、疑義が生じた場合、放置せずに各時点において全て解決して、次の実施ステップに進む。
--	--

◎進捗管理の徹底	
	○大型施設整備事業は、複数年に渡り事業展開することから、分掌替えや異動等により担当する職員が替わっていく。そのため、課（班）内共通の、業務ごとのスケジュール表を短期（１から３か月ごと）、中期（６か月から１年ごと）及び事業完了までの長期スケジュール（事業立案から事業完了年度まで）を作成して見える化した上で、進捗管理を行う。 ○定期的に班（課）ミーティングを実施、業務の進捗管理を行うとともに、事業全体はもちろんのこと、財源確保状況についても共通認識を図ること。

2 職員の法令遵守等に対する意識改革

◎コンプライアンス研修の活用	
	○全体の奉仕者たる公務員としての自覚について再認識を持つ機会として毎年度実施しているコンプライアンス研修を活用する。 ○研修を通じて、改めて職員の法令遵守の徹底や危機管理意識の向上を図るため、各所属において本事案を取り上げて、同様の事態を起こさないような意識付けを行う。

◎コンプライアンスに係る面談の実施	
	○コンプライアンス意識の向上や危機管理意識の共有を図るため、各所属でコンプライアンスに係る面談を実施する。

◎段取りミーティングの実施	
	○班別に定期的なミーティングを実施し、何でも話せる風通しの良い職場づくりを心掛け、報告・連絡・相談の励行に努める。 ○ミーティングを通じて、事務処理等の段取りを班内で再確認する。

第6章 今後の対応

新県立中央図書館整備は、財源として国の社会資本整備総合交付金を見込み、事業を進めていたが、想定した交付金額が交付されないことが判明し、一旦立ち止まって見直すこととなった。

こうした結果を招いたのは、国への確認不足や他部局・関係機関との連携不足、公務に携わる者としての意識の欠如に加え、組織的な心理的視野狭窄が原因である。

職員一人ひとりが全体の奉仕者としての強い倫理観を持って、業務に当たり、組織として確認作業を行うべきところ、不適切な事務処理により重大な結果を招いたことは、教育委員会として猛省すべきであり、組織を挙げて再発防止に向けた仕組みの構築や事業の執行管理の強化を図っていくことが必要である。

本報告書で検討した再発防止策を着実に実施することは言うまでもないが、何より重要なことは、職員一人ひとりが、二度とこのような事態を引き起こさないよう強く自覚して日ごろの業務を遂行することである。

今後、すべての教育委員会事務局の職員は、公務員としての社会的責任を深く認識し、一体となって県政に対する県民の信頼回復に取り組んでいく。

《静岡県教職員コンプライアンス委員会 池田 恵子 委員長の意見》

- ・まず、本調査は妥当な方法、対象、内容、及び実施体制で行われたと判断する。不適正な事務処理として指摘があった3点の課題別に、事業の各時点のメールや打ち合わせの記録、決裁文書、関係職員からの聴取など客観的根拠に基づき、事務処理の問題点が整理されている。加えて、事務処理の記録が確認できなかった事項も多く示されている。
- ・本件の根本的問題は、国に対して交付金の交付限度額の確認をせず、他事業への交付額など客観的分析を怠り、交付金の満額が交付されるという思い込みの中で整備計画を進めたこと、物価高騰による事業費増大の見込みの確認をしなかったことなど、組織全体として慎重さを欠く事業の進め方と再確認・修正機能の欠如にあると思われる。未経験の大規模事業であればなおさら、慎重に確認や分析を怠らず事業を進めるべきであった。
- ・その一方で、報告書のいたるところで背景事情として説明されているように、国から過年度の要望額がほぼ満額交付されており、事前に交付金の限度額の提示がない状況で、交付金額の急減を予見することは困難であったと史料する。
- ・また、確認の不足や思い込みによる事業整備は、不適切な事務処理ではあっても、明確な法令違反とは言えない。本件は組織としての事業の進め方の問題により発生したと考えるなら、県の財政への損害を特定の個人の責任に帰すことはできないと考える。
- ・今後はこれらの調査結果をもとに、具体的で効果的な改善策が提示され、二度とこのような重大事態を起こさない組織体制となることを強く望む。